南魚沼市建設コンサルタント等業務（業務委託・役務を含む）入札参加資格審査申請書作成要領

【随時申請用】

令和 8・9 年度において、南魚沼市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務、その他各種業務委託、役務の提供などの一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議（見積書提出）に参加を希望する事業者は、この要領により随時申請期間内に申請書を提出してください。

※病院事業の役務の提供に係る入札及び随意契約協議のみに参加希望の場合は、提出の必要はありません。（別途、南魚沼市民病院庶務課で申請を受け付けています）

1　前回からの変更点【重要】

・紙申請からインターネットを利用した電子申請へ変更となり、**紙での提出は受付できません。**申請書や申請に必要な書類は、インターネットの専用申請サイト（入札参加資格審査申請システム）にアップロードして提出していただくことになります。

・電子申請への移行に伴い、申請書様式を全面改正しました。

・申請についてはシステム利用料が必要になります。市内業者（南魚沼市内に本社又は契約の権限などの委任を受けた支店・営業所を有する事業者（以下「市内業者」という。）は免除（無料）になります。

2　システム利用料について

申請については、システム利用料が必要になります。

・市内業者（南魚沼市内に本社又は契約の権限などの委任を受けた支店・営業所を有する事業者）

免除（無料）

・市外業者（上記以外の業者）

1 申請あたり、1,980 円（税込）

支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。市役所への直接のお支払いは受け付けておりません。**お支払いは申請期間内に完了させてください。入金確認後に申請受付となります。**

※コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）については、決済申込完了から 7 日以内又は申請期間終了日の早い方までに入金を完了してください。

3　資格審査の申請をすることができる事業者

別表の「資格業務」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる者で次のいずれにも該当しない者。

・南魚沼市税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について未納のある者
・「暴力団等の排除に関する誓約書」に掲げる事項に該当する者

4 随時申請期間

申請期間①：令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 12 月 21 日まで
申請期間②：令和 10 年 3 月 1 日から令和 10 年 4 月 21 日まで
入札参加資格審査申請システムは、期間中 24 時間利用できます。ただしメンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。
※申請期間終了までに申請手続を完了し、申請受付書を印刷してください。手続が完了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

5 補正期間の締切日

申請期間①：令和 9 年 12 月 28 日まで
申請期間②：令和 10 年 4 月 28 日まで
申請書類に不備があり「差し戻し（補正要求）」メールを受信した場合は、速やかに再申請を行ってください。
※申請開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。
※補正が行われず、各締切日までに「審査済み」とならない申請は、取り消しになります。

6 資格の有効期間

審査結果の通知日から令和 10 年 4 月 30 日まで

7 受付方法

インターネットを利用した電子申請となります。**紙での提出は受付できません。**
・入札参加資格審査申請システム
https://bid-entry.com/
・申請手順(概要)
①申請にあたっては、この要領及び入札参加資格審査申請システムの操作マニュアル等をご確認ください。 ※【申請の流れ】 https://bid-entry.com/flow.html
②電子申請を行うための環境をご準備ください。
→「8 電子申請を行うために必要な環境」(後述)
③本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。他の自治体でご利用の方は必要ありません。**※申請期間開始前に実施可能です。**
④「入札参加資格審査申請書(Excel)」をダウンロードし、必要事項を記入してください。
※申請書はエクセルファイルのままで保存しておいてください。ファイル名の変更は可能。
※申請期間開始前に実施可能です。
⑤申請書以外の提出書類のうち、該当するものを全てそろえ、PDF データにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、PDF 化してください。**※申請期間開始前に実施可能です。**なお、ファイル名の変更は可能。
→ 「9 提出書類の PDF 化について」(後述)

⑥操作マニュアルに従って、申請書及び添付書類を全てアップロードしてください。
⑦システム利用料が必要な場合、決済画面が表示されますので、支払い手続きを行ってください。
※「インボイス対応領収書発行について」
システム利用料をお支払い後、BID-ENTRY サイトからインボイス対応の領収書の発行が可能となっています。領収書は、BID-ENTRY サイトにログイン後、[トップ-支払状況を確認する]から該当する申請を選択し、発行することができます。
⑧審査が完了すると、「受理」又は「差し戻し(補正)」メールが送信されます。「差し戻し(補正)」メールが到着した場合は、速やかに再申請を行ってください。

8 電子申請を行うために必要な環境

・インターネットが利用できる Windows パソコン
・ブラウザ
Microsoft Edge(最新版)、又は Google Chrome(最新版)
※Microsoft Internet Explorer は使用できません
・メールソフト
・Microsoft Excel (2013 以降)

9 提出書類の PDF 化について

・納税証明書などの紙資料
スキャナーや複合機(スキャナー機能付き)を使って PDF ファイルにしてください。お持ちでない場合は、コンビニエンスストアの複合機(スキャナー機能付き)で PDF ファイルにし、USB メモリ等でデータを受け取ることができます。
※コンビニエンスストアでの複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。
・暴力団等の排除に関する誓約書などの Excel、Word 形式のファイル
Excel/Word の機能を使って PDF 化してください。[ファイル-名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF(*.pdf)」を選択します。Excel ブックに複数のシートがある場合は、PDF ファイルを選択し、表示されたオプションから、ブック全体を選択するとブック全体を PDF にできます。

10 お問い合わせ先

・ログインやアップロード等のシステム操作、トラブル、システム利用料のお支払い方法について
ミラ株式会社(BID-ENTRY サポート窓口)
電話:088-678-3450
※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで(正午から午後 1 時除く)となります。
※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません
・申請書や提出書類のなど申請上でのお問合せについて
南魚沼市役所　総務部　財政課　契約検査班
電話:025-773-6671　FAX:025-772-3055　E-mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
※問い合わせは、土・日・祝日を除く平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

提出書類一覧

	提出書類名	様式	提出形式	提出の要否	備考
1	入札参加資格審査申請書	指定様式	Excel	必須	申請書中「F.技術職員数」は、新潟県の第１号様式中「技術職員数一覧表」と同内容なため、入力方法の詳細は、新潟県の申請要領のうち第 1 号様式「技術職員数一覧表」に関する記述を参照してください。
2	現況報告書の副本又は登録証明書等(建設コンサルタント業務)		PDF	該当者のみ	「建設コンサルタント業務」を申請する場合で、登録規程に基づく登録を受けている場合は提出
3	営業実績を証する書類(建設コンサルタント業務)		PDF	該当者のみ	「建設コンサルタント業務」を申請する場合で、登録規程に基づく登録を受けていない場合は提出
4	現況報告書の副本又は登録証明書等(地質調査業務)		PDF	該当者のみ	「地質調査業務」を申請する場合で、登録規程に基づく登録を受けている場合は提出
5	営業実績を証する書類(地質調査業務)		PDF	該当者のみ	「地質調査業務」を申請する場合で、登録規程に基づく登録を受けていない場合は提出
6	現況報告書の副本又は登録証明書等(補償コンサルタント業務)		PDF	該当者のみ	「補償コンサルタント業務」を申請する場合で、登録規程に基づく登録を受けている場合は提出
7	営業実績を証する書類(補償コンサルタント業務)		PDF	該当者のみ	「補償コンサルタント業務」を申請する場合で、登録規程に基づく登録を受けていない場合は提出
8	登録証明書等(測量業務)		PDF	該当者のみ	「測量業務」を申請する場合は提出
9	登録証明書等(一級建築設計)		PDF	該当者のみ	「一級建築設計」を申請する場合は提出
10	登録証明書等又は営業実績を証する書類(建築設備設計)		PDF	該当者のみ	・「建築設備設計」を申請する場合は提出 ・営業実績を証する書類については、当該業務の実績のうち 1 件の契約書等（契約書等記載の契約名等では業

					務内容が不明確な場合は、業務内容がわかる仕様書等も添付)を提出
11	登録証明書等(土地家屋調査業務)		PDF	該当者のみ	「土地家屋調査業務」を申請する場合は提出
12	登録証明書等(不動産鑑定評価業務)		PDF	該当者のみ	「不動産鑑定評価業務」を申請する場合は提出
13	登録証明書等(計量証明業務)		PDF	該当者のみ	「計量証明業務」を申請する場合は提出
14	営業実績を証する書類(調査・試験業務)		PDF	該当者のみ	「調査・試験業務」を申請する場合は提出
15	営業実績を証する書類(その他業務)		PDF	該当者のみ	「その他業務」を申請する場合は提出
16	納税証明書(市税)	指定様式	PDF	該当者のみ	・南魚沼市税の未納税額がないことの証明書 ・南魚沼市に納税義務がある場合は提出
17	納税証明書(国税)		PDF	必須	【法人の場合】 税務署発行の納税証明書「その 3 の 3」(消費税及び地方消費税と法人税関係) 【個人の場合】 税務署発行の納税証明書「その 3 の 2」(消費税及び地方消費税と所得税関係)
18	委任状	指定様式	PDF	該当者のみ	支店・営業所等に契約権限を委任する場合は提出　※押印必要
19	暴力団等の排除に関する誓約書	指定様式	PDF	必須	※押印不要

[注 1] 16、17 については、申請日の 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

[注 2] 3、5、7、14、15 については、当該業務の実績のうち 1 件の契約書等(契約書等記載の契約名等では業務内容が不明確な場合は、業務内容がわかる仕様書等も添付)を提出してください。

[注 3] 申請者が法人格を有しない組合等の場合は、構成員の住所・商号又は屋号・代表者職氏名を記載した一覧表及び各構成員の 16、17、19 を提出してください。

[注 4]指定様式(納税証明書(市税)については、取得に必要な申請書(税務証明等交付申請書(入札参加用)))は、南魚沼市ウェブサイトからダウンロードしてください。

別　表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1　建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2　当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1　地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2　当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1　補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2　当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1　建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2　建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3　建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25　年法律第228　号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人 ※土地家屋調査業務を申請できる方は次の方に限ります。これ以外の方は当該業務を申請することはできません。 ・土地家屋調査士個人 ・土地家屋調査士法人 ・名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者

計量証明業務	計量法（平成4年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査･試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR 試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他業務	上記以外の建設工事に係る測量、調査、設計等及びその他の業務	当該業務の営業実績を有する者